



保育施設を利用していない世帯を対象に

子育て応援在宅育児支援金を支給しています



詳細はこちら

市は、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境を充実させるため、保育所などを利用せず、家庭で児童を養育する世帯に対し、子育て応援在宅育児支援金を支給しています。

対象児童 次の全てに該当する児童

- ▷ 市に住所を有する児童
- ▷ 養育する高校生年代(18才に達する年度末)までの児童のうち、第2子以降で生後8週間から満3歳未満の児童
- ▷ 保育所などに入所していない児童

支給対象者の要件 ※②～④は配偶者を含む

- ① 対象児童と同居し、主に家計を支える養育者(児童と同居していない場合は、同居している養育者が対象)
- ② 育児休業給付金などを受給していない養育者
- ③ 生活保護を受けていない養育者
- ④ 暴力団員や暴力団と密接に関係していない養育者

支給額 対象児童1人につき 月額10,000円

支給方法 申請のあった翌月分から、4月・8月・12月の年3回、指定の口座に振り込みます。

申請書の配布・申請窓口

健康子ども課、西根・安代各総合支所

子育て支援施設に遊びに来ませんか

下記の子育て支援施設は、保育所に入所していない小学校入学前の子どもと保護者が集まって、子どもと一緒に遊んだり、情報交換をしたりする交流の場です。

子育てアドバイザーが常駐しています。不安なことなどを相談してみましょう。



詳細はこちら

▶ **利用方法** 開所日に、予約不要で利用できます

▶ **利用料金** 無料(行事によっては実費を負担)

施設名(所在地)	開所日時	問い合わせ先
たからっこ広場 (大更25-510-2)	月・火・木・金・土 10:00~15:00	☎70-1771
森の子育て支援センター(大更18-301)	月~金 9:00~13:00 14:00~16:00	☎70-1880

子育てNEWS

健康子ども課子育て支援係
☎・内線1085



女性の悩み事・困りごと

女性相談支援員に相談してみませんか



詳細はこちら

市は相談窓口を設け、さまざまな困りごとを抱えている女性からの相談に対し、専門の女性相談支援員が、問題を解決するためのサポートを行っています。

相談内容や個人情報などの秘密は厳守します。気軽に相談してください。

こんな悩みはありませんか



※DVとは

配偶者や恋人など、親密な関係にある(あった)人からの暴力をDVといいます。

DVによる暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などのさまざまな形態があります。

市の相談窓口

▶ **相談日時** 市役所開庁日 9:00~16:00

▶ **受け付け** 事前に電話(☎・内線1189)で相談概要を聞き取り、日時・場所を調整の上、面談を行います。

女性相談支援員による個別相談会

西根地区市民センターで個別相談会を開きます。相談は無料で、各相談日の前日までに予約が必要です。

▶ **相談日** 8月28日(金)、9月25日(金)、10月23日(金)、11月27日(金)、12月25日(金)、1月22日(金)、2月26日(金)

▶ **時間** 午前の部 10:00~12:00
午後の部 13:30~15:30

▶ **相談枠** 午前の部・午後の部 いずれも2人

▶ **予約先** 健康子ども課(☎・内線1189)

配偶者からの暴力に関する専用相談先

▶ **DV相談ナビ**(☎#8008)

あなたにエール

健康子ども課子ども家庭係
☎・内線1185